

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成27年11月11日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500148 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500079 号

第 1 結論

平成 3 年 11 月 1 日から平成 5 年 7 月 1 日までの期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

平成 6 年 3 月 1 日から同年 10 月 16 日までの期間について、請求者の B 社 (現在は C 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 3 年 11 月 1 日から平成 5 年 7 月 1 日まで
② 平成 6 年 3 月 1 日から同年 10 月 16 日まで

請求期間①については、平成 3 年 11 月 1 日から 2 年間、A 社に勤務したにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が平成 5 年 7 月 1 日となっている。

また、請求期間②については、平成 6 年 3 月 1 日から平成 8 年 3 月まで B 社に勤務したにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が平成 6 年 10 月 16 日となっている。

請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間①については、請求者名義の銀行口座の普通預金取引明細表によると、当該期間のうち、平成 5 年 4 月 9 日から同年 11 月 10 日までの期間において、毎月、A 社から給与が振り込まれていることが推認できる上、雇用保険の被保険者記録によると、請求者は、当該期間のうち、平成 5 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社は、請求期間①当時の資料を保管していないことから、請求者の勤務期間及び請求期間①における厚生年金保険の加入状況等は不明であると回答している上、オンライン記録において、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日が遡及して訂正されるなどの不自然な形跡も見受けられない。

また、A 社は、請求者の請求期間①に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者も当該期間に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者が当該期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

- 2 請求期間②については、雇用保険の被保険者記録により、請求者は、当該期間のうち、平成 6 年 5 月 8 日から同年 9 月 30 日までの期間において、B 社の関連事業所である C 社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C 社は平成 12 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間②において同社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、C 社の事務担当者は、請求期間②当時、パート及びアルバイトについては同社で雇用

し、雇用保険には加入させていたものの、厚生年金保険には加入させておらず、同社の正社員をB社の社員としてB社の厚生年金保険に加入させていた旨陳述しているところ、雇用保険の被保険者記録によると、請求者は平成6年10月1日付けでB社に係る雇用保険の被保険者資格を取得しており、当該記録は同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日とおおむね符合している。

また、請求期間②にB社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、パート勤務の時は厚生年金保険に加入しておらず、正社員になったときに厚生年金保険に加入した旨回答している上、オンライン記録において、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日が遡及して訂正されるなどの不自然な形跡も見受けられない。

さらに、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、関連事業所であるC社は、請求期間②に係る賃金台帳等の資料は保管していないと回答している上、請求者も当該期間に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者が当該期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

3 このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500174号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500080号

第1 結論

昭和58年5月2日から同年9月1日までの期間について、請求者のA事業所B支社(現在はC事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

平成9年4月12日から同年7月1日までの期間について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

平成10年7月1日から同年8月1日までの期間について、請求者のE事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和58年5月2日から同年9月1日まで
② 平成9年4月12日から同年7月1日まで
③ 平成10年7月1日から同年8月1日まで

請求期間①については、昭和58年5月2日から2年間、A事業所B支社に勤務したにもかかわらず、同事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和58年9月1日となっている。

請求期間②については、平成9年4月12日から同年9月22日までD社に勤務したにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が平成9年7月1日となっている。

請求期間③については、平成10年7月1日から同年12月5日までE事業所に勤務したにもかかわらず、同事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日が平成10年8月1日となっている。

請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①については、C事業所が提出した「58年5月分採用報告書兼登録コード台帳」によると、請求者は、昭和58年5月2日にA事業所B支社に入社し、昭和60年3月28日に退職していることが確認できることから、請求者が当該期間において同社に在籍していたことは確認できる。

しかしながら、C事業所は、請求期間①に係る届出等の関連資料を保管していないと回答している上、当該期間当時、営業として登録した者は、成績に応じて入社後4か月目、5か月目、6か月目のいずれかに職員に昇格し、昇格と同時に厚生年金保険に加入させていた旨回答している。

また、A事業所B支社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、請求者は昭和58年9月1日付けで同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、C事業所は、請求者の請求期間①に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求

者も当該期間に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者が当該期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

- 2 請求期間②については、雇用保険の被保険者記録によると、請求者は平成9年4月12日から同年9月22日までD社において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、請求者は、3か月間の試用期間があり、その後正社員になったと陳述しているところ、D社は、請求期間②当時、勤務開始後3か月間は試用期間であり、この期間は厚生年金保険に加入させていなかった旨回答している上、オンライン記録において、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日が遡及して訂正されるなどの不自然な形跡は見受けられない。

また、D社は、請求者の請求期間②に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者も当該期間に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者が当該期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

- 3 請求期間③については、雇用保険の被保険者記録によると、請求者は平成10年7月1日から同年12月5日までE事業所において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、E事業所の事業主は、請求者をパート従業員として採用した平成10年7月1日付けで雇用保険の被保険者資格を取得させ、請求者の身分が正社員となった同年8月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得させたと陳述しているところ、同事業所が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」において、請求者の資格取得年月日は平成10年8月1日と記載されており、オンライン記録上の厚生年金保険の資格取得年月日と一致している。

また、E事業所が保管している請求者に係る給与支給台帳によると、平成10年7月分の給与から同月分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

- 4 このほか、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。